

厚生

健康づくりや多種の福祉施策、環境保全など市民に身近な議案等を審査しています。

注目!

## 低所得の子育て世帯へ生活支援特別給付金の速やかな支給を

### 子育て世帯生活支援特別給付金

国が新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用し、所得の少ない子育て世帯への生活支援特別給付金を支給することを受け、支給対象者に対し、速やかに給付金を支給するため、必要な経費を増額します。

#### ■専決処分した事件の承認について (令和3年度一般会計補正予算(専第1号))

**問** 住民税非課税の子育て世帯については、令和3年度分の課税情報が6月以降に判明し、給付金の支給は7月以降になるとのことだが、令和2年度の課税情報で先行して支給できなかったのか。

**答** 国の方針に基づくものであり、制度の中で少しでも早く支給できるように調整している。また、困っている方については他の福祉制度につなげるといった支援を行っている。



#### ■実施内容

##### (1) 支給対象者

	世帯数	児童数
① 所得の少ないひとり親世帯		
ア 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方	1,132	1,680人
イ 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る）	約100	約250人
ウ 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	約250	約350人
② ①以外の住民税非課税の子育て世帯	約1,500	約2,640人

##### (2) 支給額

児童1人当たり一律5万円

※対象児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

■上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険条例の一部改正について

#### 国保等の減免

#### 国への働きかけは

令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、国民健康保険税及び介護保険料の減免を行います。

**問** 国民健康保険税と介護保険料の減免について、国による財政支援が10分の2から10分の4になるとのことだが、本来は国が面倒を見るべきものであり、国に対してどう働きかけているのか。

**答** 全国知事会で国による全額の財政支援を要望しているが、市としてもこうした支援が必要なことについてはこれまで要望しており、引き続き行っていきたい。